恒川遺跡群薬師垣外遺跡
宮垣外遺跡他市内遺跡

平成10年度　市内遺跡緊急調査概要報告書

1999年３月

長野県飯田市教育委員会

恒川遺跡群薬師垣外遺跡
宮垣外遺跡他市内遺跡

平成10年度　市内遺跡緊急調査概要報告書

序

飯田市は、自然条件に恵まれ古来より交通の要衝に位置しており、埋蔵文化財をはじめ多くの文化財が現在まで残っています。中でも古代伊那郡衙があった座光寺恒川遺跡群と竜丘塚原古墳群は全国的に注目されている遺跡であります。

これらは私たちの地域社会や文化を形作ってきた様々な証であると同時に財産であり、できる限り現状の姿で後世に伝えることが現在を生きる私達の責務です。特に埋蔵文化財は一度壊れてしまうと二度ともとに戻らないものなのです。

しかしながら、私たちにはより良い社会や生活を求める権利も持っているわけで、個人がおこなう圃場整備事業や個人住宅建設のように利益追究に関わらない性格の開発も認められるはずです。

「開発と埋蔵文化財保護」さらに「文化財保護と活用」は以前から文化財行政にとっての大きな課題となっております。飯田市ではここ何年間か個人に負担を求めることの困難な埋蔵文化財保護のための調査については、国・県の補助を受けて、試掘調査・発掘調査を実施し記録保存に努めております。また、恒川遺跡群についても古代郡衙の範囲と正庁の位置を確認するため継続で調査を実施し、その後の保存や活用方法について検討を重ねています。

現在まで残ってきている文化財は地域の財産であることを広く市民の皆さんに知らせし、理解していただくことも私たちの重要な使命であります。ここに今年度実施した調査の概要を報告するわけですが、より多くの方に見ていただけるよう希望しております。

最後になりましたが文化財に深いご理解をいただいた地権者の皆さんをはじめ、関係者の皆さんに心からお礼を申し述べて刊行の辞とするしだいです。

平成11年３月

飯田市教育委員会
教育長　小　林　恭之助

目　　次

序
目　次
調査遺跡位置図

確認調査
Ⅰ　恒川遺跡群薬師垣外遺跡 …… 1
　例　　言 …… 2
　　ⅰ．調査地点の概要 …… 3
　　ⅱ．調査の経過 …… 3
　　ⅲ．調査結果 …… 3
　　ⅳ．まとめ …… 5
Ⅱ　恒川遺跡群検討会 …… 7
　　ⅰ．検討会の経過 …… 7
　　ⅱ．検討会の結果 …… 7

写真図版 …… 9
抄録 …… 10

緊急調査
　例　　言 …… 11
発掘調査
　Ⅰ　宮垣外遺跡 …… 15
試掘調査
　Ⅰ　恒川遺跡群新屋敷遺跡 …… 18
　Ⅱ　権現堂遺跡 …… 25
　Ⅲ　三日市場城跡 …… 26
　Ⅳ　塚原第3号古墳 …… 28

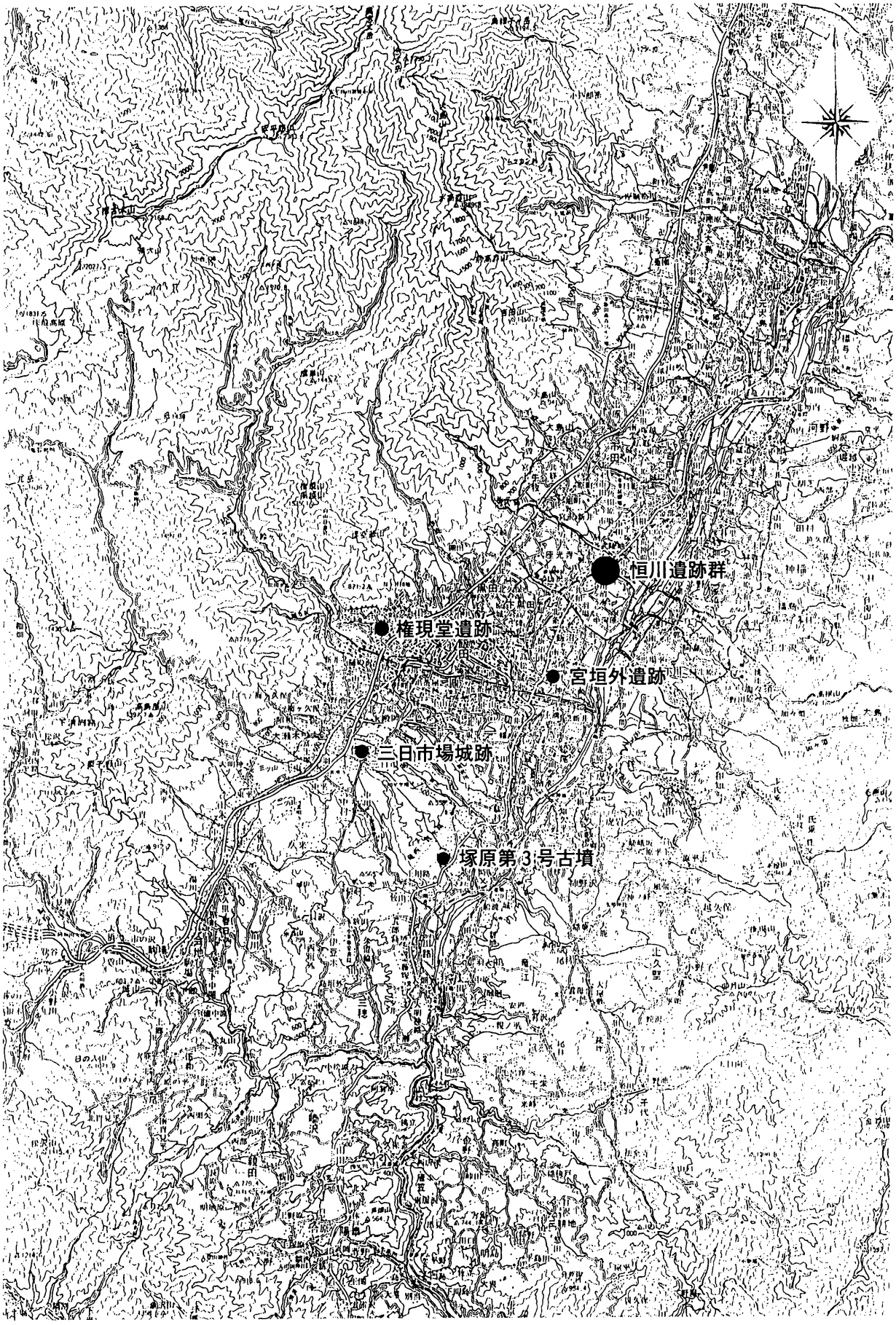

挿図１　調査位置図

恒川遺跡群

薬師垣外遺跡

YKS4753－1

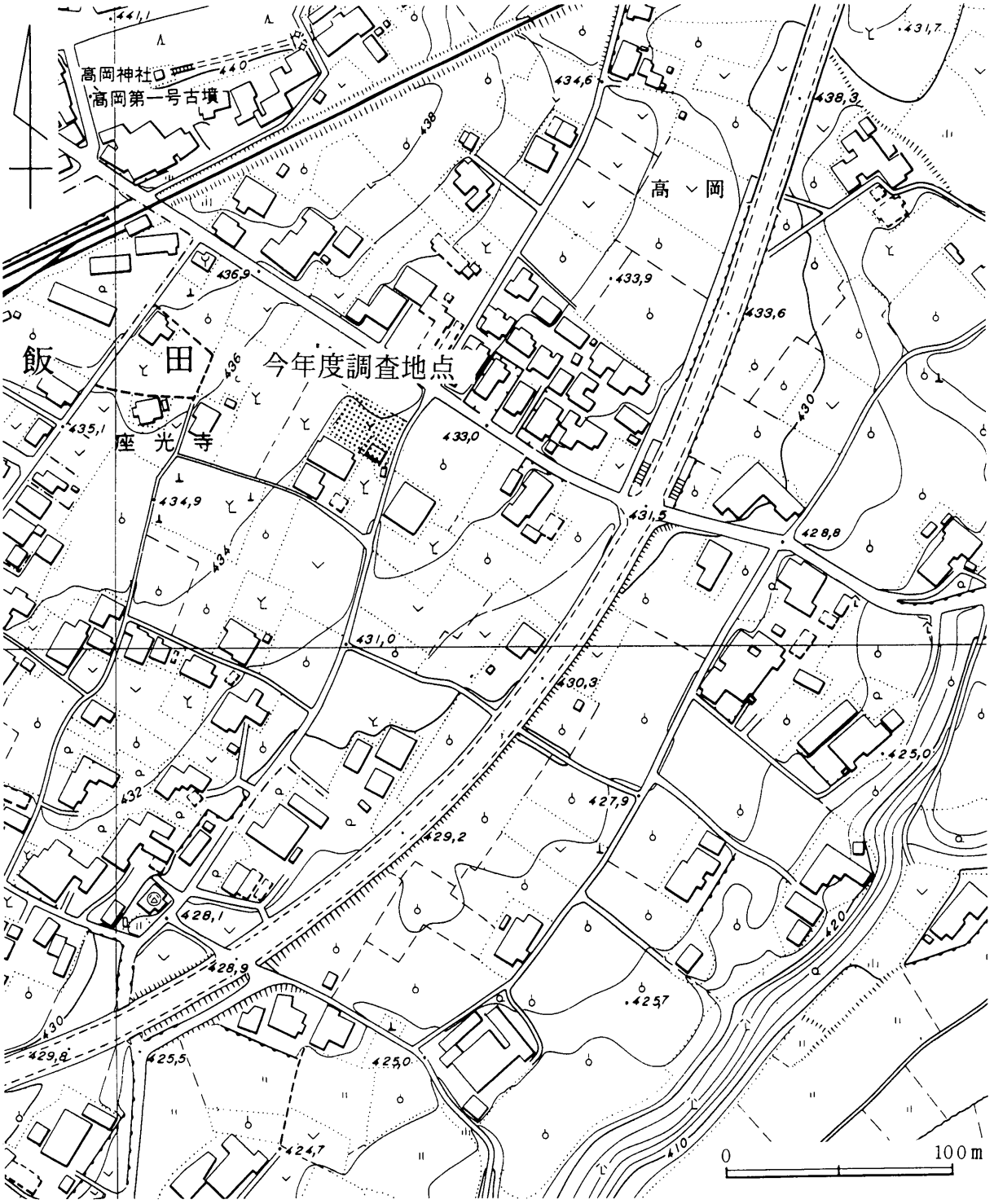

挿図2　調査地点

例　　言

1．本篇は古代伊那郡衙址の内容解明とその保護を進めるために国・県の補助を受け、平成10年度に実施した恒川遺跡群範囲確認調査の概要報告書である。

2．発掘調査は飯田市教育委員会の直営事業として、地元座光寺地区ほか多くの方々の協力を得て実施した。

3．調査組織は以下の通りである。

(1) 調　査

総　　括　　小林正春

調査担当者　　佐々木嘉和・伊藤尚志

調　査　員　　吉川　豊・山下誠一・馬場保之・吉川金利・下平博行・福澤好晃

作　業　員　　岡田直人・金井照子・金子祐子・唐沢古千代・木下早苗・熊谷義章・小島康夫・小平まなみ・小林千枝・坂下やすゑ・斉藤徳子・佐々木美千枝・高橋恭子・筒井千恵子・中平けい子・原　昭子・平栗陽子・福沢幸子・福沢トシ子・細井光代・牧内八代・正木実重子・松下省三・三浦厚子・南井規子・森藤美知子・柳沢謙二・山田三保子・吉川紀美子・吉川正実

(2) 指　導

文化庁・奈良国立文化財研究所・長野県教育委員会文化財保護課

(3) 事務局

飯田市教育委員会博物館課

小畑伊之助（博物館課長）　小林正春（埋蔵文化財係長）　吉川　豊（埋蔵文化財係）

山下誠一（埋蔵文化財係）　馬場保之（埋蔵文化財係）　吉川金利（埋蔵文化財係）

下平博行（埋蔵文化財係）　福澤好晃（埋蔵文化財係）　伊藤尚志（埋蔵文化財係）

牧内　功（庶務係）

4．本篇は伊藤尚志が執筆・編集をおこなった。また、小林正春が恒川遺跡群検討会報告について執筆し、本篇の総括をおこなった。

5．調査地点の番号は本調査が継続事業であり、遺跡群総体を検討する時点での簡略を図るため、昭和57年度以降連続した番号を用いた。本年度調査地点は第23地点（ＹＫＳ4753－１）である。調査区の名称及び以降番号は以前の調査からの一連番号とした。

6．調査区は飯田市埋蔵文化財基準メッシュ図に基づくグリットを㈱ジャステックに委託し設定した。

7．本調査で出土した遺物及び記録された図面・写真類は飯田市教育委員会が管理し、飯田市考古資料館に保管している。

i　調査地点の概要

今回の調査地点は平成６年度に確認された正倉から東に20ｍほどのところに位置し、恒川遺跡群において郡衙域を考える上で主体をなすであろう薬師垣外地籍に位置する。昭和60年度の範囲確認調査で一度トレンチ調査をおこなった地点である。この際はトレンチ調査という制約のため遺構の詳細を明らかにすることはできなかったが、平安時代の墨書土器が出土しており郡衙が機能していた時期から重要な場所であったと考えられる地点である。

そして平成８年度に隣接地を調査したところ、当遺跡内で確認された掘立柱建物址の中でも極めて大型の建物址（建物址７）が確認されている。そして昭和60年度調査で確認された柱穴がその建物址７の柱穴とも考えられたため、改めて本地点を調査して建物址７の規模を把握し、昭和60年度の調査では掴めなかった本地点の性格付けをおこなうために今年度調査を実施した。

ii　調査の経過

平成８年度の調査結果を受けて、昭和60年度調査地点の再調査が検討されたが、平成10年８月頃に地主の内諾を受けて、畑の作物が無くなる冬場に調査を行うこととなった。そして平成11年１月11日に重機による表土剥ぎ作業を開始し、㈱ジャステックに基準点測量を行ってもらった後、１月18日から作業員を入れて遺構の確認作業を開始した。そして２月10日に調査区内の全景撮影及び委託による遺構実測作業を行った。

遺構実測作業終了の後、重機を入れて調査区東側を拡張して調査を行った。前回同様に㈱ジャステックに基準点測量を行ってもらい、遺構確認作業を行った後３月12日までに調査区全景写真・遺構実測作業をおこない、現地での作業を終了した。

iii　調査結果

今回の調査はＹＫＳ4753－１の畑を全面調査した。調査の結果調査区の西側で、本調査の目的であった平成８年度調査において確認された建物址７の続きを確認し、昭和60年度の調査で確認された柱痕は建物址７の柱痕の一つであったことが立証された。

建物址７は梁行き３間・桁行き４間の総柱建物であり、柱間は中心から中心まで230㎝ほどである。確認された柱痕の直径は概ね60㎝前後で深さは65㎝であり、埋土は暗褐色の土であった。掘方は直径140㎝から160㎝であったが版築した様子は認められず、一度に埋め戻されたようである。掘方の埋土は地山の黄色い砂に当時の地表面の黒色土が混ざり褐色を呈していた。掘方から次の柱掘方までの地山の残る部分は50㎝から60㎝ほどである。時期を明確に判断できる遺物は無かったが、平成８年度の調査の判断同様、奈良時代と考えられる。

建物址７から東の調査区内は自然流路となっており平面上では奈良時代の遺構は検出できなかったが、埋土の中から「厨」と墨書された灰釉陶器のほか文字は明確に判断できなかったが墨書のある土師器が４個出土している。

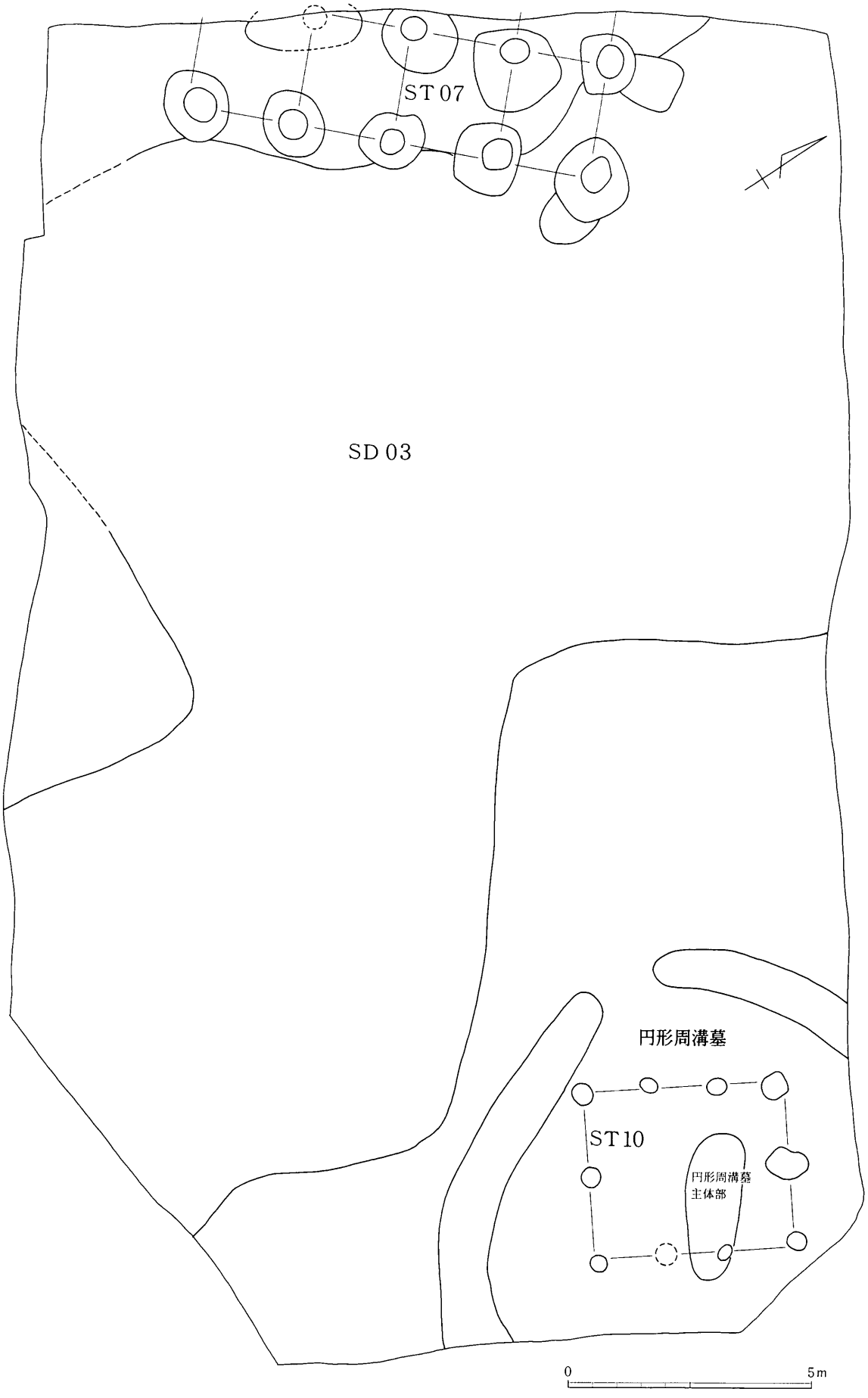

挿図3　遺構分布図

iv　まとめ

今回の調査結果はこれまでに述べてきた通りである。建物址７の規模の把握といった当初の調査目的は果たせたと言えるが、伊那郡衙のなかでの調査地点の位置づけを掴むには至らなかった。しかしこの調査で解ったことを取り上げて、まとめとしたい。

建物址７の桁方向は北から東へおよそ50度振っており、平成６年度確認の正倉の向きから見るとおよそ90度方向を異にする。また柱穴の掘方は一つ一つ独立しており、布掘りで複数の柱穴をつなげて掘る方法とは別のものである。しかし、遺構検出作業の途中で今回も炭化米が何カ所かで確認されていることから本地点も正倉域であったとも考えられ、規模は布掘りの正倉とほぼ同じで、柱穴の掘方もかなりしっかりした建物址７は布掘りの正倉とは建築時期を異にする正倉であることも考えられる。

今回の調査では平安時代のものと考えられる溝の中から墨書土器が出土しているが、その中には「厨」と書かれたものもあり、伊那郡衙の変遷を考える上でも大きな成果が認められたと言える。

しかしながら、周囲の状況は依然把握し切れておらず、建物址７とその東で確認された柱穴が正倉であるとの確証はない。しかし建物址７は郡衙施設の中でも重要なものであったことは間違いなく、その性格は周囲の状況と共に判断されるものであろう。今回の調査を終えて、恒川遺跡群における薬師垣外地籍の重要性はますます高まったと言える。正倉域の確定のためにも付近の調査は引き続き行われる必要があろう。

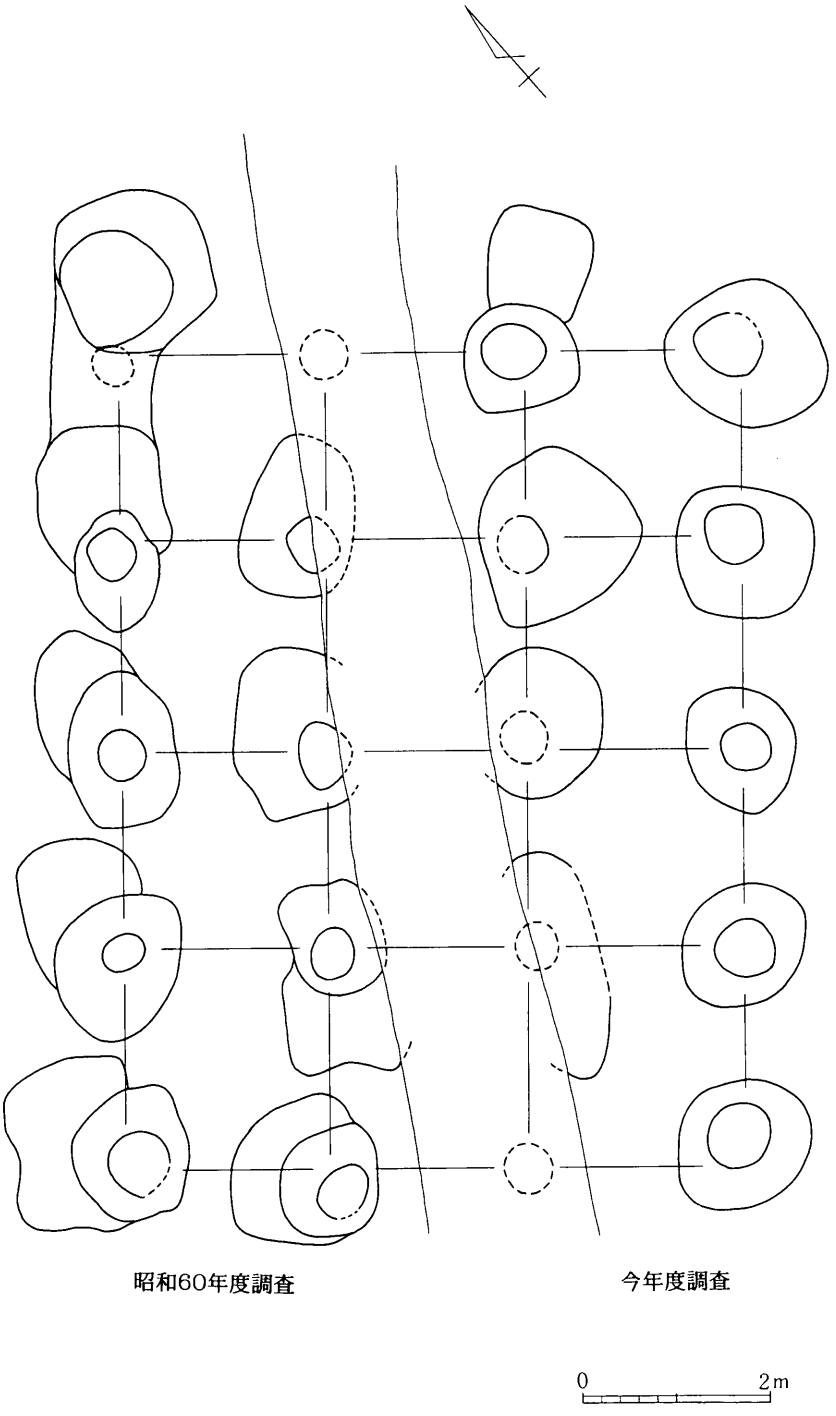

挿図 4　YKS4758　ST 07

恒川遺跡群検討会

i　経　過

昭和57年度に開始した古代伊那郡衙の範囲・内容の確認調査は、本年で16年目となり、中枢域の確定に今一歩の段階に至っている。この間、平成４年度には、その時点での状況の整理と以後の調査方針についての検討会をおこない、これを受けた平成６年度以降の調査により、正倉の一部が確認され、正庁域の確認直前の段階にあるといえる。

そうした状況下で、今までの調査成果の再整理を行い、今後の調査と遺跡保護についての具体的な取り組みについて検討する会を、平成11年２月18日・19日の２日間にわたって実施した。

会議参加者

岡村道雄　　文化庁　文化財保護部　記念物課　主任文化財調査官
松村恵司　　奈良国立文化財研究所　考古第二室長
桐原　健　　長野県考古学会会長
原　明芳　　長野県教育委員会　文化財保護課　指導主事
今村義興　　飯田市文化財審議会委員
宮沢恒之　　飯田市誌編纂委員
関口和雄　　飯田市教育委員会　教育次長
小畑伊之助　飯田市教育委員会　博物館課長
飯田市教育委員会　博物館課　埋蔵文化財係他職員12名

ii　検討会の結果

検討会では、全国の類例を踏まえ、恒川遺跡群の位置づけと飯田市の対応等について真摯な論議がなされ、具体的な方向のいくつかが示された。会の内容について整理の上、調査・保護等に取り組んでいくことが確認された。会議内容のすべてを整理できない段階ではあるが、その主な内容として、

① 早急に正庁・正倉域を確定する調査を行うこと。
② 遺跡群の特徴を早急に整理し、正しい価値判断をすること。
③ 地元はもちろん、広く全国に向けて、その内容価値等について積極的な広報活動を行うこと。
④ 教育行政課題にとどまることなく、飯田市のまちづくりに係わる行政課題と位置づけた保存・活用を図ること。

等が示された。

その中で、文化庁はもちろん全国視野での官衙遺跡を研究する上で全国の郡衙の中で最重要なものの一つとして位置づけられ、むしろ飯田市の考え方及び取り組みについて早急に修正すべきであることについての指導もあった。

第二日目の19日には、正倉域にあたる現地調査を行い、18日の会議内容の再確認を行った。その中で、現地の宅地化が急激に進行中であり、特に正庁の所在する可能性の推測される１ヶ所の開発度が高いことも指摘された。早急な中心部分の確認の要が現地においても確認された。

1．第1地点（57年度）　2．第2地点（57年度）　3．第3地点（57年度）　4．第4地点（57年度）
5．第5地点（58年度）　6．第6地点（58年度）　7．第7地点（59年度）　8．第8地点（60年度）
9．第9地点（60年度）　10．第10地点（61年度）　11．第11地点（62年度）　12．第12地点（63年度）
13．第13地点（元年度）　14．第14地点（2年度）　15．第15地点（5年度）　16．第16地点（6年度）
17．第17地点（6年度）　18．第18地点（7年度）　19．第19地点（7年度）　20．第20地点（8年度）
21．第21地点（8年度）　22．第22地点（9年度）　23．第23地点（10年度）

A・B．新屋敷遺跡掘立柱建物址　C・D．恒川B地籍掘立柱建物址群
E．恒川A地籍掘立柱建物址群　F．田中地籍掘立柱建物址群

挿図5　官衙的遺構分布図

遺構掘下げ作業

確認された柱穴

現地で直接指導される
文化庁　岡村氏(右)
奈文研　松村氏(中)

報 告 書 抄 録

ふりがな	ごんがいせきぐん　やくしがいといせき
書　　名	恒川遺跡群薬師垣外遺跡
副書名	
巻　　次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	小林正春・佐々木嘉和・伊藤尚志
編集機関	長野県飯田市教育委員会
所在地	〒395-0002　長野県飯田市上郷飯沼3145番地　TEL 0265 (53)4545
発行年月日	西暦1999年3月31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
ごんがいせきぐん 恒川遺跡群 やくしがいといせき 薬師垣外遺跡	いいだしざこうじ 飯田市座光寺	2053		35° 31′ 30″	137° 52′ 01″	平成11年1月11日 から 平成11年3月12日	438 ㎡	重要遺跡 範囲確認調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
恒川遺跡群 薬師垣外遺跡	郡衙址	奈良時代 平安時代	掘立柱建物址3棟 溝址　1条	灰釉陶器 須恵器 土師器	墨書土器　5点 「厨」　1点 「く」もしくは「へ」　1点 判読不能　3点

市内遺跡緊急調査

例　　言

1．本篇は、個人が実施する宅地開発・圃場整備等の開発により破壊されるおそれのある遺跡において国・県の補助を受けて平成10年度に実施した市内遺跡緊急調査試掘調査と記録保存を目的とした発掘調査の概要報告書である。

2．本書の内容は平成10年度に実施した市内遺跡緊急調査のうち宮垣外遺跡の発掘調査結果とその他市内において実施した試掘調査の結果である。

3．発掘調査・試掘調査は飯田市教育委員会の直営事業として、地権者をはじめ地元地区ほか多くの方々の協力を得て実施した。

4．調査組織は次のとおりである。

(1)　調査団

調査員　伊藤尚志　小林正春　佐々木嘉和　下平博行　馬場保之
福澤好晃　山下誠一　吉川金利　吉川　豊

作業員　新井幸子　伊藤孝人　井上恵資　岡田直人　金井照子　木下早苗
熊谷義章　熊崎三代吉　小島康夫　小平不二子　小林千枝　坂下やすゑ
佐々木一平　佐々木文茂　代田和登　杉山春樹　竹本常子　中山敏子
服部光男　原　昭子　樋本宣子　福沢トシ子　古林登志子　正木実重子
松下省三　松下成司　三浦厚子　三浦照夫　南井規子　森藤美知子
柳沢謙二　吉川紀美子　吉川正実

(2)　指　導

文化庁

長野県教育委員会文化財保護課

長野県埋蔵文化財センター

(3)　事務局

小畑伊之助（飯田市教育委員会博物館課長）
小林正春　（飯田市教育委員会博物館課埋蔵文化財係長）
吉川　豊　（飯田市教育委員会博物館課埋蔵文化財係）
山下誠一　（飯田市教育委員会博物館課埋蔵文化財係）
馬場保之　（飯田市教育委員会博物館課埋蔵文化財係）
吉川金利　（飯田市教育委員会博物館課埋蔵文化財係）
福澤好晃　（飯田市教育委員会博物館課埋蔵文化財係）
伊藤尚志　（飯田市教育委員会博物館課埋蔵文化財係）
下平博行　（飯田市教育委員会博物館課埋蔵文化財係）

牧内　功（飯田市教育委員会博物館課庶務係）

5．本篇は、それぞれの遺跡については文末に記した調査員が分担して執筆し、吉川　豊が編集した。なお、本文の一部について小林が加筆訂正及び総括した。

6．本調査の結果出土した遺物と記録された図面・写真類は飯田市教育委員会が管理し、飯田市考古資料館で保管している。

宮 垣 外 遺 跡（飯田市上郷別府 1338 － 1）

環　境　飯田市上郷地区の下段の南側には松川の自然堤防が、活断層直下から天竜川へ延びる箇所がある。松川を見下ろす段丘上には化石・宮垣外・歳の神・矢崎・兼田と包蔵地が連なっている。

一般国道153号飯田バイパスが通過する場所にあるのが宮垣外遺跡であり、古墳の存在は知られていたが、地下の詳細はわかっていなかった。

平成８年度より実施されているバイパス建設に先立つ発掘調査で古墳時代の周溝墓や土壙墓が確認され墓域であることが判明した。さらに馬を埋葬した施設も発見され注目を集めた。

経　過　一般国道153号飯田バイパスの工事に伴い、隣接する水田が残地となり使い勝手が悪くなることから造成をしなおし、平坦な一枚の水田にする計画が持ち上がった。計画では削平による構造改善となるため地下遺構に影響があるとの判断から調査することとなった。

結　果

１）基本層序

以前は休耕田で野菜を作っていたこともあり、耕土は比較的厚く堆積していた。その下には２面水田の跡がみえる。厚さ10㎝程度の黒色土は古墳時代の地表と判断でき、地山と

国 道 用 地

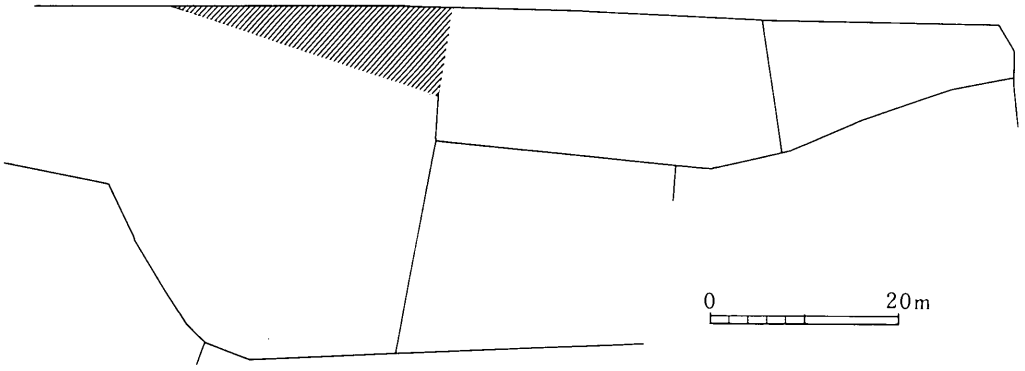

挿図６　調 査 位 置 図

みられるローム上にある。遺構はこのロームを切って確認されている。ロームまでの深さは約60cmである。

2）遺構・遺物

調査区北側では幅３ｍの溝が孤を描く格好で確認できた。この溝は、周囲の調査結果とあわせて判断すると低墳丘墓と呼ばれる墓の周溝である。時期は出土した土師器の甕から古墳時代中期とみられる。中央に北東から南西に延びる溝（ＳＤ０２）は時期・性格とも不明。長方形に掘られた土坑（ＳＫ７２）は墓とみられるが出土遺物がなく時期は不明である。

3）まとめ

宮垣外遺跡周辺では、古墳時代中期において前方後円墳（溝口の塚古墳）を中心にして様々な形態の墓が造られていた。古墳・低墳丘墓・周溝墓・土壙墓という形態の違いは集落内における、役割（身分・職業）の違いから生ずるものと考えられる。

また、周辺で確認されていた中世の遺構は今回の調査区からは確認できなかった。このことから中世の生活域はもう少し北に寄った場所と判断できる。　　（吉川　豊）

周溝を
掘下げる

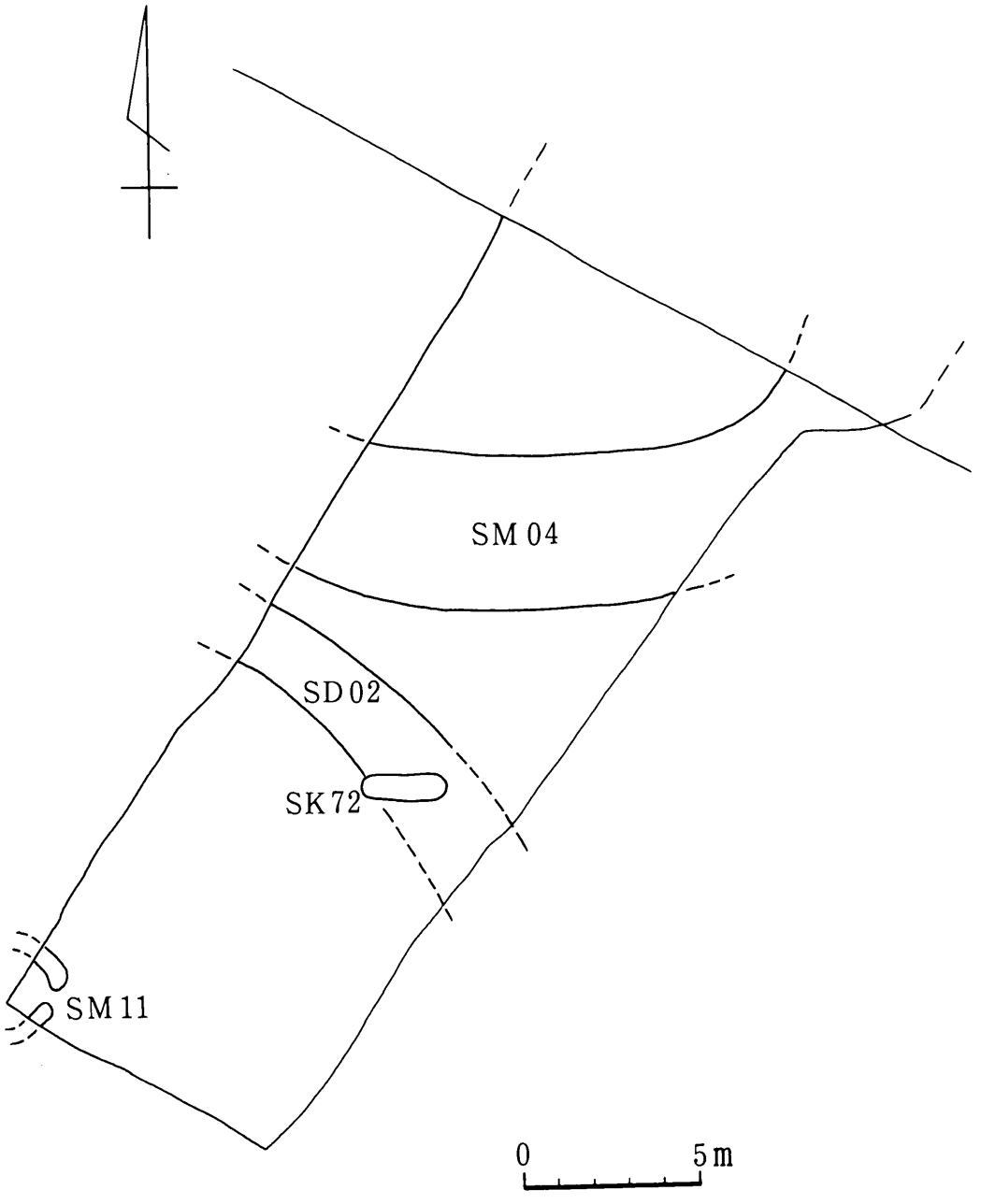

MGT 1338-1

挿図7　遺構分布図

試掘調査

新屋敷遺跡（飯田市座光寺4764－1、略号ARY4764－1）

1．遺跡の環境

本遺跡は、恒川遺跡群の北側部分を占め、長野県史跡高岡1号古墳の東側にあたる。これまで実施した範囲確認調査では、本地点の南側で正倉群の一画が把握されており、本地点は政庁域の一画にあたる可能性が高いと考えられてきた。

2．経過

飯田市座光寺4762　細井由男氏が、座光寺4764－1に住宅を新築する計画が提示され、計画地が上記重要遺跡の範囲内にあることから、協議の結果、遺構・遺物確認のためのトレンチを設定し、調査することとなった。

平成10年6月4日、重機を入れて表土剥ぎを行ない、9日から作業員による調査に取りかかった。遺構検出後、各遺構について掘り下げを行ない、遺構の実測作業・写真撮影を経て、15日調査を終え、同月18日埋め戻して現地での作業を終了した。なお、基準点設置は株式会社ジャステックに委託実施した。

3．調査の結果

1）基本層序

ＳＤ51で基本層序および埋土の状況を確認した。約40cmの耕土下に、『未満水』に起因する洪水層が約10cm堆積し、その下位に20～40cmの層厚のⅢ層、そして地山に至る。Ⅲ層は東側ほど層厚が増す。遺構の検出面は地山上面である。

調査区南東隅に『未満水』以降に掘り埋められた巨礫が、また、各所に中小礫が集積され埋められていた。

2）遺構

ＳＢ1棟、ＳＫ3基、ＳＡ1基、ＳＤ5条がある。ＳＢ180は弥生時代後期と考えられる竪穴住居址で、床面直上に巨礫が乗る。ＳＤ49・ＳＤ50は平行していること、埋土が同一の砂層であることから、畦畔の両側の水路と考えられる。ＳＤ51は断面の形態から、区画施設ないし古墳の周溝と考えられ、埋土中からは円筒埴輪が多く出土している。

3）遺物

各遺構から弥生時代から近世にかけての遺物が出土した。ＳＢ180からは若干の弥生土器甕、ＳＤ49・ＳＤ50から近世と考えられる銭貨が出土している。

4．まとめ

調査着手前、官衙の中心的部分の一部が把握されることが期待されたわけであるが、奈良・平安時代の遺構・遺物は皆無で、古代伊那郡衙に直接結び付く手掛かりは得られなかった。その中で、区画施設

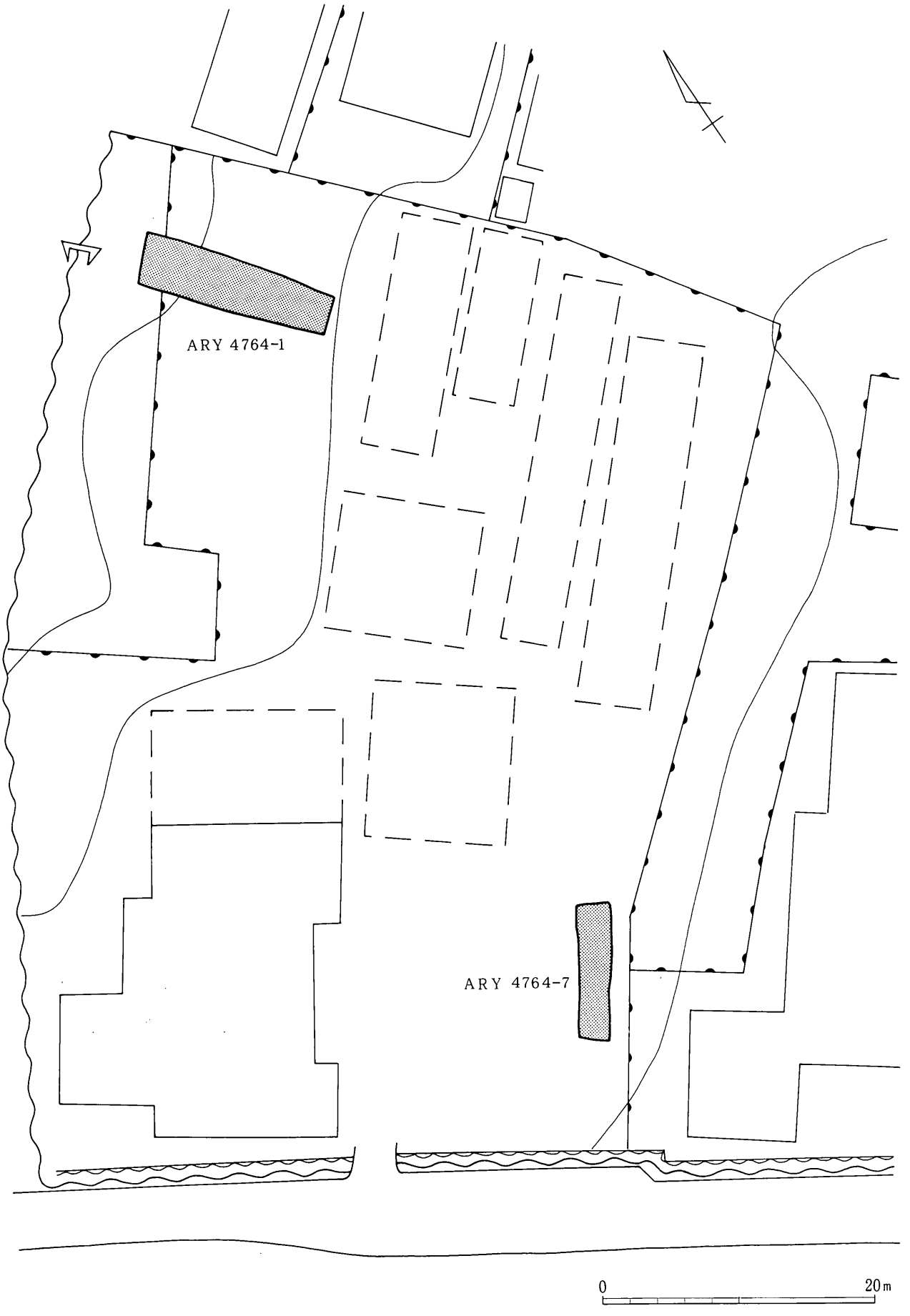

挿図 8　トレンチ設定箇所

ないし古墳の周溝と考えられるＳＤ51の検出は注目される。『下伊那史』第２巻や市内遺跡詳細分布調査の結果では、この部分に古墳の存在は知られていない。ごく断片的な調査にとどまっており、遺構の時期・性格まで把握することができなかったが、区画のための施設とすると郡衙に関わる施設である可能性が高い。

（馬場保之）

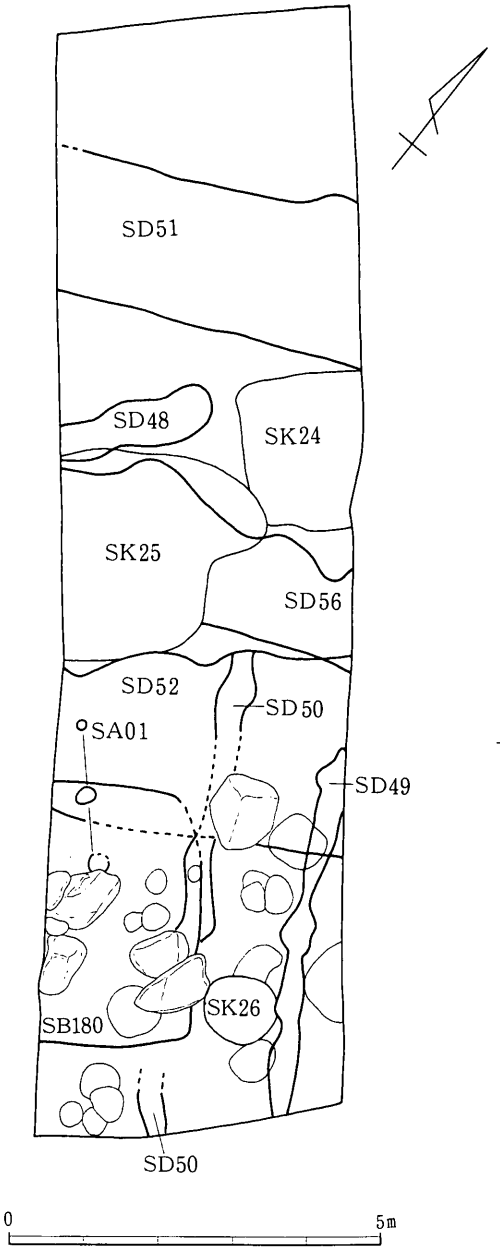

挿図９－１　ARY4764－１ 遺構分布図

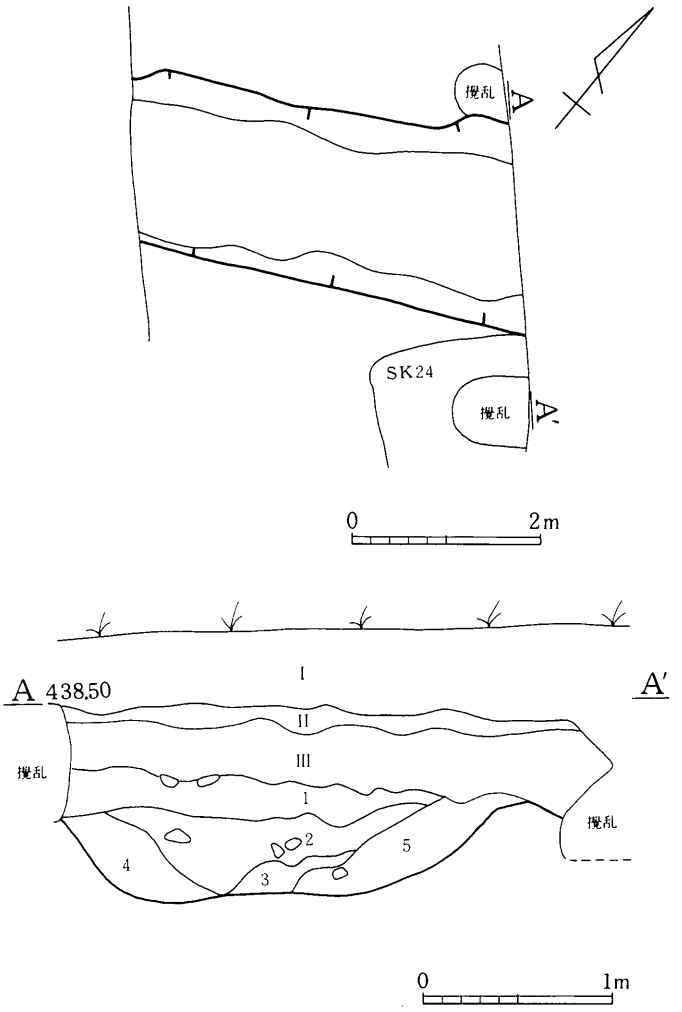

Ⅰ	10ＹＲ３／３	暗褐	ＳＣ　耕土
Ⅱ	10ＹＲ５／４	にぶい黄褐	Ｓ　（未満水）
Ⅲ	10ＹＲ２／３	黒褐	ＳｉＣ
1	10ＹＲ３／４	暗褐	ＳｉＣｌ
2	10ＹＲ３／３	暗褐	ＳｉＣｌ
3	10ＹＲ４／４	褐	ＳｉＣ
4	7.5ＹＲ２／３	極暗褐	ＳｉＣ
5	10ＹＲ３／４	暗褐	ＳｉＣ

挿図９－２　ＳＤ５１

新屋敷遺跡（飯田市座光寺4764－7、略号ARY4764－7）

1．遺跡の環境

新屋敷遺跡（略号ＡＲＹ4764－１）確認調査地点の南側約40ｍに位置する。

2．経過

飯田市座光寺2187－１　板倉　正氏が、座光寺4764－７に住宅を新築する計画が提示され、計画地が上記重要遺跡の範囲内にあることから、協議の結果、遺構・遺物確認のためのトレンチを設定し、調査することとなった。

平成10年７月27日、重機を入れて表土剥ぎを行ない、29日から作業員による調査に取りかかった。遺構検出後、各遺構について掘り下げを行ない、遺構の実測作業・写真撮影を経て、８月６日調査を終え、同月10日埋め戻して現地での作業を終了した。なお、基準点設置は株式会社ジャステックに委託実施した。

3．調査の結果

1）基本層序

土層の堆積状況は、新屋敷遺跡（略号ＡＲＹ4764－１）確認調査地点と大きく変化するところはないが、上部は宅地にする際盛土されている（挿図10－３）。

2）遺構

中世以降と考えられるＳＤ53は、土・礫で構築された土手を伴う。ＳＤ54はＳＤ53より古く、断面観察の結果、土・礫で構築された土手をもつ可能性がある。ＳＤ55はさらに古い溝址で、底面には水の流れた跡がある。埋土上層を中心に、右岸沿いに炭化米が多数検出された。

3）遺物

炭化米の他は特記される遺物はないが、ＳＤ53より常滑甕片等が出土している。

4．まとめ

本確認調査地点でも、官衙に関わる遺構・遺物は確認されなかったが、その中でＳＤ55埋土中とＳＤ55西側から出土した炭化米は、正倉に関連するものとして注目される。これまで炭化米は正倉群と考えられる掘立柱建物址・礎石建物址が検出された薬師垣外遺跡に集中している。本地点が炭化米が出土した北端にあたることから、本地点付近まで、郡衙の正倉ブロックが広がっていた可能性が指摘できよう。

（馬場保之）

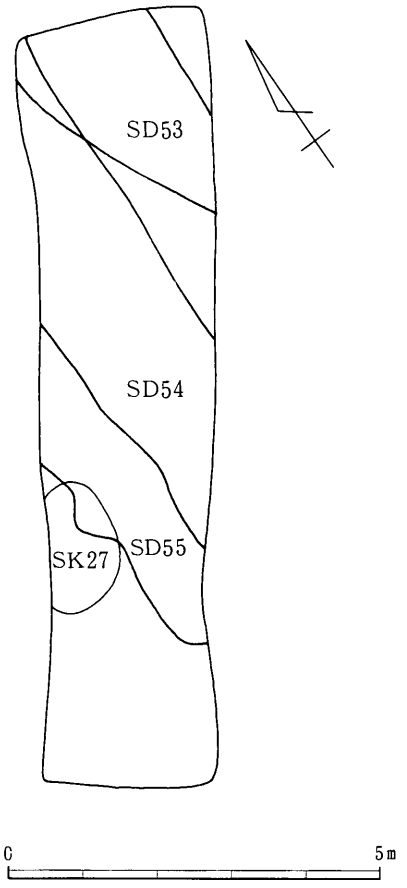

挿図10－1　ARY4764－7 遺構分布図

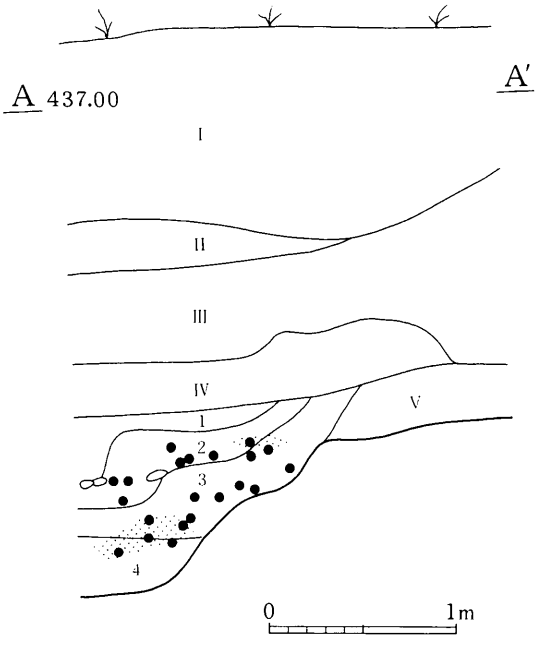

挿図10－3　基 本 層 序

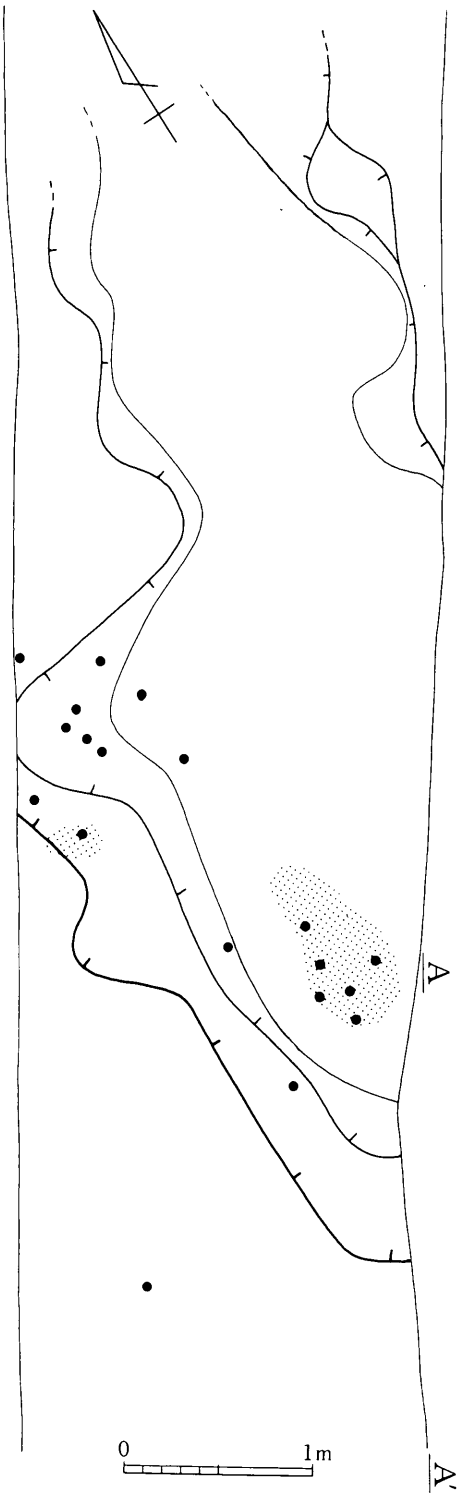

挿図10－2　SD55 炭化米出土位置

Ⅰ	表土（造成土）		
Ⅱ	10YR5／8	黄褐	S （未満水）
Ⅲ	10YR3／4	暗褐	SiCl
Ⅳ	10YR2／3	黒褐	SiC
Ⅴ	10YR3／4	暗褐	SiCl
1	7.5YR3／4	暗褐	LS
2	10YR4／2	灰黄褐	SiL
3	10YR2／2	黒褐	SiL
4	10YR3／3	暗褐	LS

新屋敷遺跡（ARY4764－1）
◀ トレンチの概況

新屋敷遺跡（ARY4764－7）▶
トレンチの概況

恒川遺跡群新屋敷遺跡（飯田市座光寺4746－7）

環　境　恒川遺跡群は飯田市座光寺地区の北側、低位段丘上に所在している包蔵地である。今までの調査により古代伊那郡衙であることが確実になったこの遺跡では正倉群や館の一部が確認されている。

新屋敷遺跡は恒川遺跡群の北側、南大島川を臨む箇所になる。今までの調査結果から段丘縁部に郡衙域を区画すると見られる溝が巡っていることも判っている。

今回の調査地点は高岡1号古墳から東へ200ｍほど離れた畑地であり、個人住宅の建築に先立ち、遺構の確認を目的に調査を実施することになった。

経　過　個人住宅建設が原因ではあるが、木造2階建の一般住宅であり、基礎は30cm程度で済むことと検出面までの深さが60cmほどあることから地下にはほとんど影響がないと判断できる。しかし、重要遺跡の一画であり、郡衙域の中心に近いと判断できることから用地内をトレンチ調査することとした。建築まで時間がなく掘り返すことにより基礎に影響が及ぶ可能性もあることからトレンチは用地境付近のみの設定となった。

結　果

1）基本層序

地表から検出面までは65～50cm程ある。地表下30cmの所には正徳5年（西暦1716年）に起こったいわゆる未満水で運ばれた黄色砂礫層が20cmある。礫を多量に含む黄色砂質土が地山でありその間にある黒褐色土に遺物が混入していた。

2）遺構・遺物

限られた狭い範囲であるため確実に把握できた遺構はなかったが、両方のトレンチで掘立柱建物址とみられる柱穴が確認できたのみである。遺物は比較的少なく、9～10世紀代の土師器・須恵器・灰釉陶器片がある。中には外面に墨書の見える黒色土師器が一点あった。

3）まとめ

調査範囲が狭いこともあり、ほとんど状況はつかめなかった。しかし、平安時代頃何らかの建物が建っていたことは間違いない。その建物が郡衙に関係していたかどうかはわからないが、墨書という特殊な遺物が出土していることからその可能性は皆無ではない。

（佐々木嘉和）

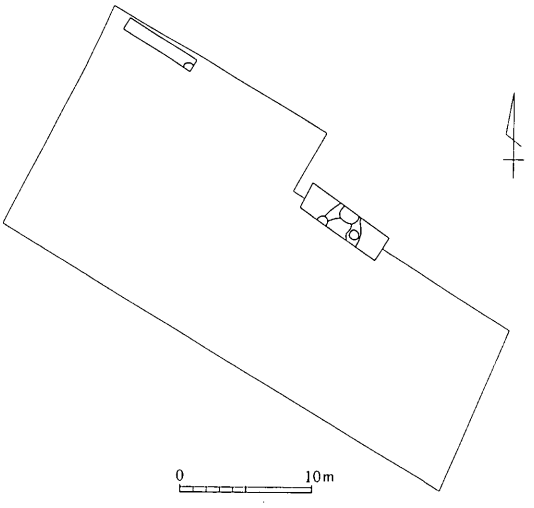

挿図11　ARY4746－7　全　体　図

権現堂遺跡（飯田市羽場1560－5）

環　境　飯田市羽場地区は風越山の麓に広がる扇状地の上に位置する。この扇状地の南西部を円悟沢川が分断する形で流れている。ここには縄文時代の埋蔵文化財包蔵地として登録されている大休遺跡・権現堂遺跡・平沢遺跡が所在している。さらに段丘を隔てて東側には中央自動車道建設に先立ち発掘調査を実施した権現堂前遺跡がある。

扇央部でもあり、水はけが良く、南東に傾斜したローム質の土地は桑園・果樹園として耕作されていた。

経　過　県道幸助飯田線（大平街道）からすこし南に入った市道沿いに畑地がある。そこへ個人住宅を建設するための造成工事が計画された。計画では盛土による造成ではあるが、遺跡の状況を把握する必要があると判断し、試掘調査を実施し、再度保護協議を持つこととした。

用地内に東西方向のトレンチを設定、重機により掘り下げを実施し、地下の状況を確認した。

結　果

1）基本層序

耕土の下に黒色土が厚く堆積している。その下層に水流によるものとみられる砂が10cmほどあり、その下が礫を含む黄色砂質土であり、これが地山と判断した。地山までの深さは160cm程度であった。

2）遺構・遺物

トレンチを掘り下げた瞬間に多量の地下水が湧き出したことから判断すれば、市道になっている部分が凹んでおり、水が流れていたもの（旧河道）とみられる。そのためか今回の試掘では遺構・遺物は確認できなかった。

3）まとめ

ひとつに見える大扇状地上でも、細かくみればそれぞれに微地形がある。舌状に延びる台地や低湿地・窪地が所々に見受けられることがよくある。今回調査した大休から東へ広がる扇状地でも同様な状況があったのだろう。

このような土地の状況から判断すれば、縄文時代の集落は微高地が中心で、今回のような窪地や湿地の周辺に展開した可能性が高い。　（吉川　豊）

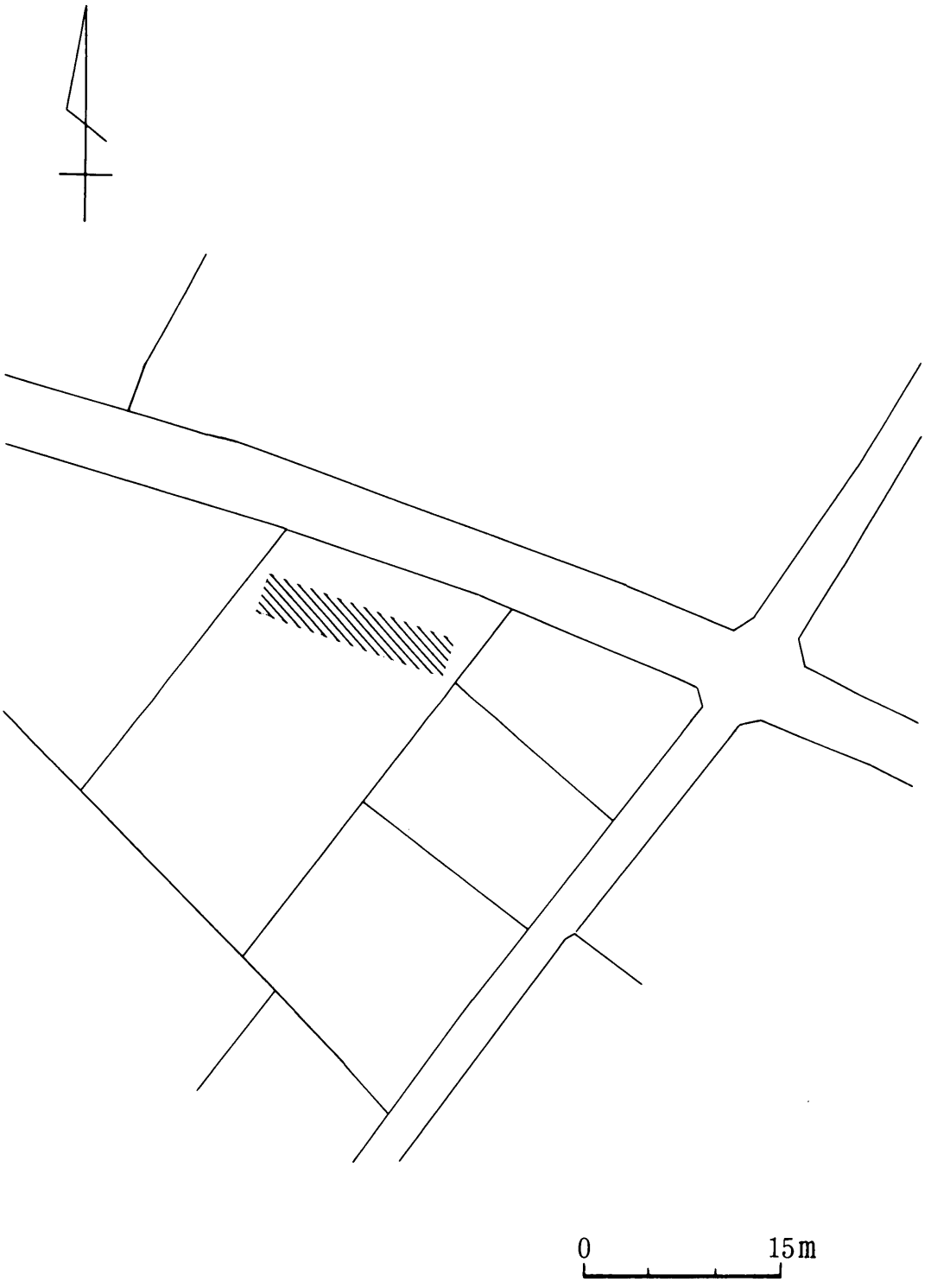

挿図12　権現堂遺跡トレンチ位置図

三 日 市 場 城 跡（飯田市三日市場８－１）

１．遺跡の環境

三日市場城跡は飯田市三日市場に所在し、西部山麓から発達する扇状地に立地する。微地形をみると、南東側に緩く傾斜する台地を、天竜川支流の新川が解析しており、その谷の肩から南側の平坦部に城跡が広がっている。

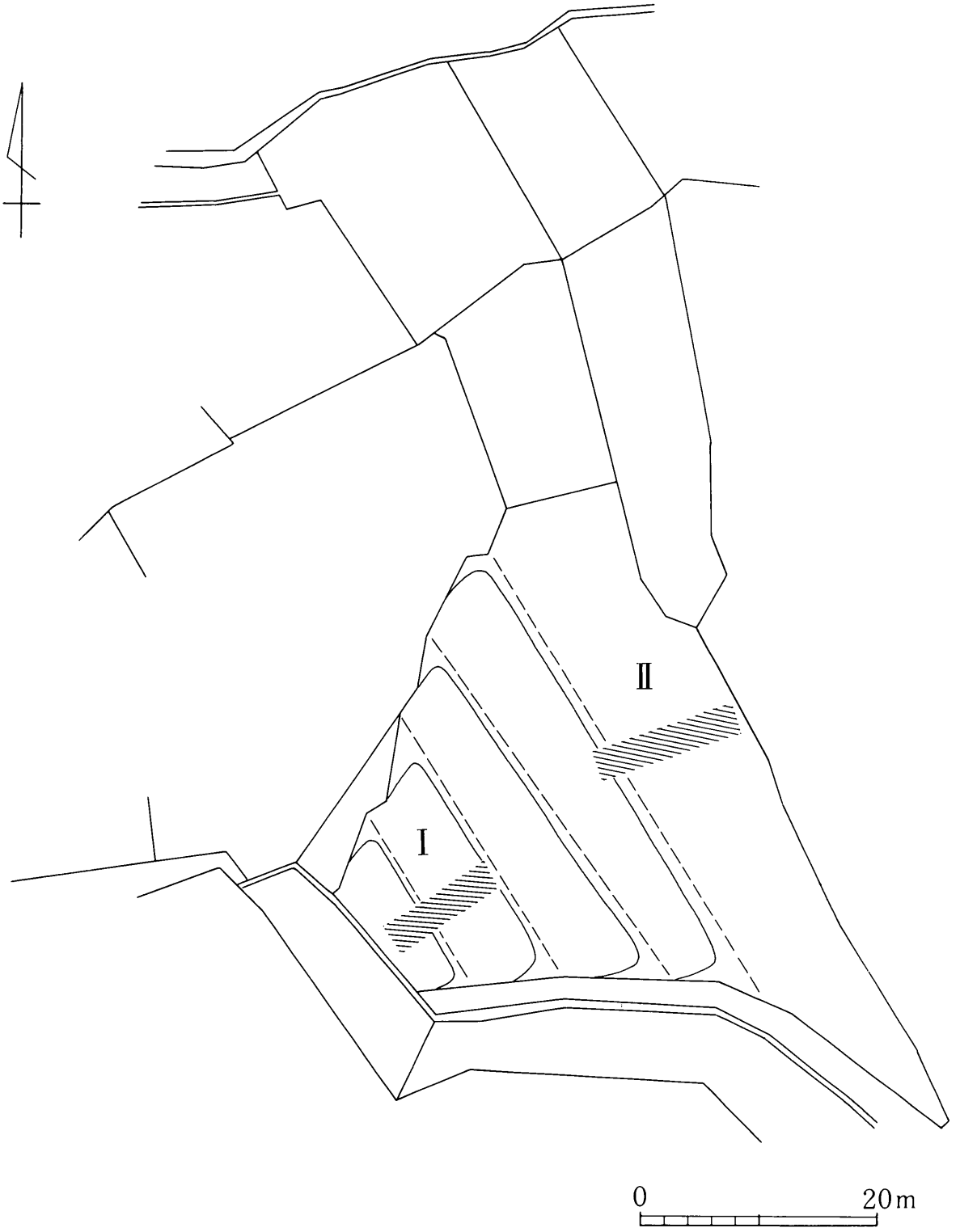

挿図13　三日市場城跡トレンチ位置図

2．経　過

飯田市三日市場在住の久保田義人氏が、自身の所有する水田を簡易圃場整備することを計画した。当該地は三日市場城跡の西端部に当たり、西側を画する堀が想定される箇所であった。そこで、地権者・飯田市教育委員会による保護協議を実施した。その結果、掘削される面までを対象として試掘調査を実施し、遺構の状況を確認することとなった。

試掘調査は平成10年12月８日に実施し、当日ですべての作業が終了した。

3．調査の結果

事業予定地の掘削部分を掘削する深さまでを対象として２本のトレンチを設定して遺構・遺物の有無を確認した。Ⅰトレンチでは140㎝・Ⅱトレンチでは200㎝掘り下げを実施した。Ⅰトレンチでは地山が確認できず、遺物は確認されなかった。Ⅱトレンチでは、わずかに地山面が確認されたが、遺構は確認されなかった。

4．まとめ

対象地は当初想定したように三日市場城跡の堀の底部分と考えられ、掘削は堀の底部まで及ばないことが確認された。堀の壁面は事業対象外であり、これ以上の調査は不用と判断した。　（山下誠一）

塚原第３号古墳（飯田市桐林2807）

環　境　飯田市桐林塚原は、飯田市街地から南へ約６㎞の位置にある。天竜川右岸の伊那谷中位段丘面であり、東西250ｍ、南北500ｍの平坦な台地状を成しその名のとおり段丘面上にかつて16基の古墳が存在したとされ、今も塚原二子塚古墳を盟主として数基の古墳が現存している。

塚原第３号古墳は段丘面端部にあり、現在は国道151号の西側に唯一残存する古墳である。墳形は南側に前方部を向けた帆立貝形古墳である。

経　過　塚原古墳群はかつて16基が段丘上に存在していた。その大半が削平されたが、現在でも数基が残り、かつての面影をとどめている。市内はもちろん県内にあっても極めて重要な古墳群として位置付けられている。

古墳群の中央部やや西寄りに昭和44年国道が通過し、古墳群を寸断する結果となっている。その結果国道東側は農地としての旧状を保っているが西側については住宅・店舗など民間開発が進行中である。今回その一画にあって農地として残存していた塚原第３号古墳の南西側に宅地開発が計画され、当初計画では古墳の一部も含まれる内容であった。

事業者との調整の結果、国道西側の開発は現在までの周囲の開発状況からみてやむを得ないが塚原第３号古墳については古墳群の性格等判断する上で極めて重要なものであり、周囲の溝部分も含め開発対象から除外することとなった。それを受け、範囲確認のため調査を行ないその結果により開発計画の変更を含め調整することとなった。

結　果　調査は現状での古墳裾部から開発予定地の西側にトレンチを44ｍの延長で掘削し、遺構の確認を行なった。また、国道を挟み東方に現存する鏡塚古墳の西端を画する溝の有無を確認するため、前述トレンチと直交位置に国道際から長さ６ｍのトレンチによる調査を行なった。その結果塚原第３号古墳南側の裾部から５ｍの位置で古墳周溝の西側端部を確認し、数片の円筒埴輪片が出土した。それより西南側では遺構・遺物は皆無であった。また、鏡塚古墳周溝確認のためのトレンチからは遺構・遺物の発見はなく、鏡塚古墳はこの位置までは広がっておらず現国道敷内で終わっていると判断された。

第３号古墳の周溝西端を確認した位置から16ｍ西側の墳丘裾部にもう１本のトレンチを設定し、溝の端部の連続を確認することとし、ちょうどその位置が周溝の南西隅にあたることも確認した。

以上３トレンチ調査により、塚原第３号古墳の南側は東西方向に直線となり古墳中心から南西の位置に隅部があり、墳丘残存状態で推測されていた帆立貝形の古墳形であることを立証した。

また、調査地における基本的土層は地表から厚さ20～30㎝の黒色土（耕土）があり、その直下は小礫を含んだ粘質の強い黄土で全域で全域にわたって耕作中の攪乱があり、いわゆる天地替しの作業による土壌改良のなされたことが確認できた。

確認調査の結果を受け、塚原第３号古墳に影響を及ぼす範囲を開発から除外することで事業者と調整を行ない南側の周溝端部から５ｍ程の位置まで今回の事業範囲から除外することとなった。

その後事業執行がなされ現地は宅地の形状となっており、塚原第３号古墳の範囲のみが宅地に囲まれた状態で残っている。古墳の景観まで考えると極めて劣悪な環境となってしまったことはゆがめない。また、今後より強力な開発計画の起こり得る要素もあり、その保護については細心の注意をはらわなければならないといえる。　（小林正春）

国道に平行にあけたトレンチの状況

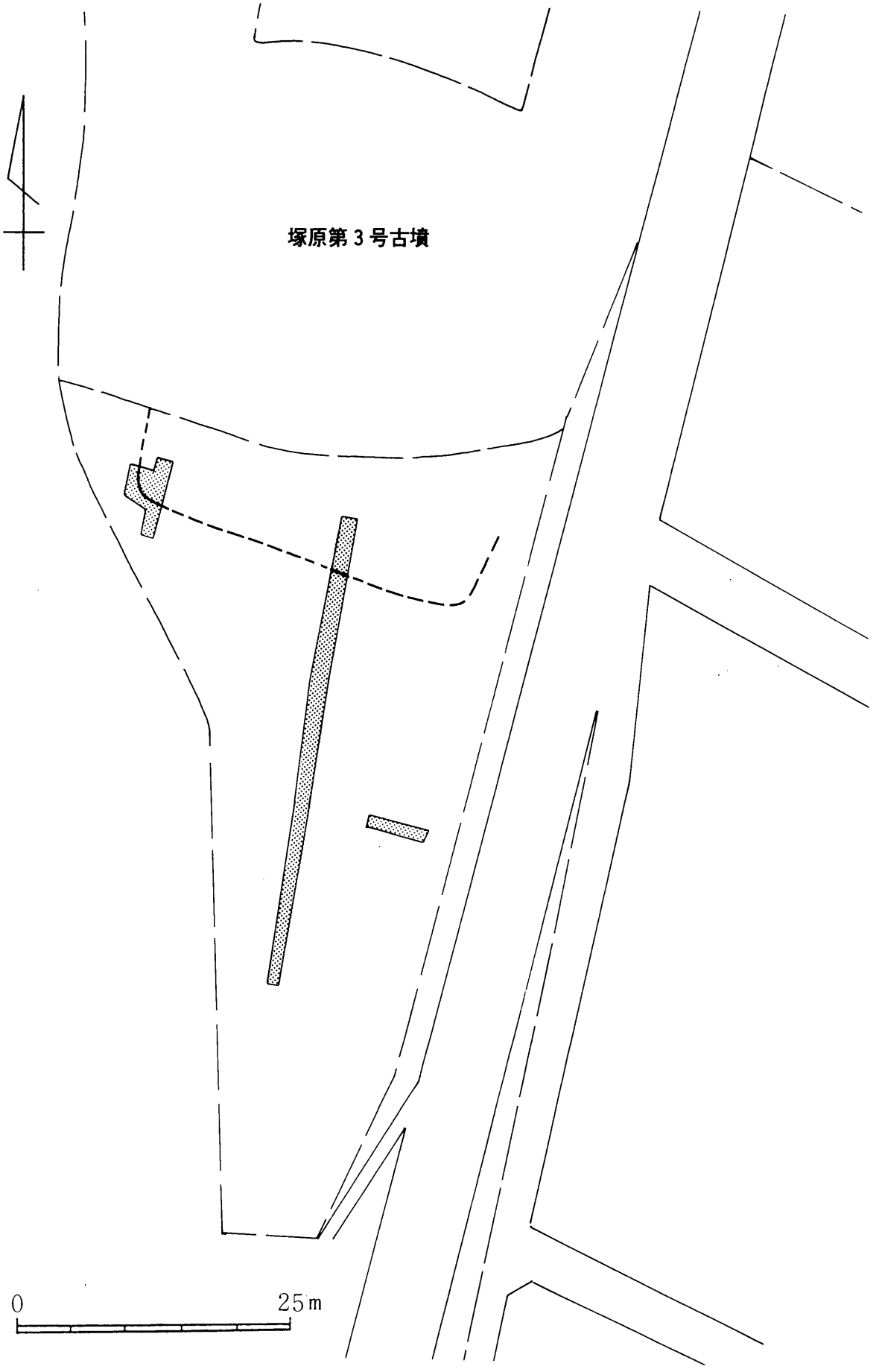

挿図14　塚原第３号古墳トレンチ位置図

恒川遺跡群薬師垣外遺跡
宮垣外遺跡他市内遺跡

発　行　日　　平成11年3月31日

編集・発行　　長野県飯田市上郷飯沼3145
飯田市教育委員会

印刷・製本　　ヨシザワ印刷株式会社